その他告示

○金融庁告示第十六号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）及び金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年五月一日　　金融庁長官　伊藤　豊

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第四条　令第十七条の三第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次に掲げる銀行持株会社に係る同条第一項各号に定める金融庁長官の権限とする。	**第四条**　［同上］
［略］	［同上］
［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］	［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第二条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等は次に掲げる金融機関等とし、平成十五年一月一日から適用する。	［同上］
［略］	［同上］
［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］	［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第三条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等は次に掲げる金融機関等とし、平成十六年八月一日から適用する。	［同上］
［略］	［同上］
［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］	［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者の一部改正）

第四条　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者（令和三年金融庁告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）第百十条の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者を次のように定め、令和三年七月二十一日から適用する。	［同上］
［略］	［同上］
［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］	［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第十七号

ＡＦＳコーポレーション株式会社が令和八年五月一日付けで株式会社イオン銀行を子会社とする持株会社でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第三項の規定によりＡＦＳコーポレーション株式会社に対する同法第五十二条の十七第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和八年五月一日

金融庁長官　伊藤　豊